

# 電子申請サービスが 始まります



ぜひご利用  
ください



▲ 電子申請サービスの  
利用・詳細はこちらから

協会けんぽでは、令和8年1月13日から、各種手続きをインターネットを通じて、ご自宅や職場のパソコン、スマートフォンを利用して申請することができる「電子申請サービス」を開始します。郵送に係る手間や時間を削減できることや、申請後の処理状況が確認できることなど、メリットがたくさんありますので、ぜひご利用ください!

## 利用できる方

①協会けんぽにご加入している「被保険者」の方 (一部の申請のみ被扶養者の方も申請可能)	②「社会保険労務士」の方
事前にマイナンバーカードの取得と「マイナポータルアプリ」のインストールが必要です。 (マイナンバーカードに健康保険の資格情報を紐づけた「マイナ保険証」でなくても、電子申請可能です)	事前に社会保険労務士用のユーザーID・パスワードの発行が必要です。 (ユーザーID・パスワードの発行の申請は令和8年1月13日より行なうことができます)

※申請者に代わり、事業主や代理人が電子申請を利用することはできません(社会保険労務士を除く)。

※すでに資格喪失している資格であっても、当時の資格を選択して電子申請することができます。

## 対象申請書類

※一部抜粋

- |                                       |  |   |
|---------------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 傷病手当金支給申請書   | <input type="checkbox"/> 埋葬料(費)支給申請書     | <input type="checkbox"/> 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| <input type="checkbox"/> 出産手当金支給申請書   | <input type="checkbox"/> 療養費支給申請書(立替払等)  | <input type="checkbox"/> 特定保健指導利用券申請書       |
| <input type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書 | <input type="checkbox"/> 療養費支給申請書(治療用装具) | 他   |
| <input type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書   | <input type="checkbox"/> 任意継続資格取得申出書     |   |

## 利用可能時間

平日8:00～21:00

(平日の上記時間外および土日祝日、年末年始12/29～1/3はご利用できません)

## 利用の方法

### 1. 申請の流れ



### 2. 審査状況・結果等の確認

- 審査状況は、随時、電子申請サービス内で確認することができます。
- 申請内容に不備があった場合は、郵送でお知らせするとともに、電子申請サービス内で申請データ等を返却します。  
(一部の申請では、郵送によるお知らせのみです)
- 再申請の際は、返却された申請データを利用して再申請することができます。

# 「医療費のお知らせ」をお送りいたします

今回の  
送付をもって  
終了します



協会けんぽでは、加入者の皆様に健康保険への関心を高めていただくため、年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

送付先	事業所(任意継続被保険者の方はご自宅)
発送時期	令和8年1月13日から1月23日にかけて順次発送
対象期間	令和6年9月から令和7年8月の間に医療機関等で受診された分

事業所の  
ご担当者様へのお願い  
お手元に届きましたら、  
開封せずに従業員の皆  
様へお渡しください。

## 医療費控除の確定申告手続きにも使用できます

医療費控除の申告の際に「医療費のお知らせ」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化できます。

※今回お送りする「医療費のお知らせ」に記載のない期間(令和7年9月から12月分)については、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成してください。

医療費のお知らせの  
詳細はこちらから



## 「医療費のお知らせ」は今回の送付を最後に終了します

マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、毎年お送りしています「医療費のお知らせ」は、今回の送付を最後に終了します。ご自身の医療費情報の確認はマイナポータルをぜひご利用ください。

なお、来年度以降は、希望されるご本人様から「医療費のお知らせ依頼書」にて申請いただくことにより、送付する予定です。

## 医療費控除の申告はマイナポータル連携が便利です!

マイナ保険証の利用登録後、マイナポータルと国税庁のe-Taxを連携することで、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得し、医療費情報を申告書に自動入力することができます。

マイナポータル連携の  
詳細はこちらから



### ●マイナポータル連携の際に以下のものをご用意ください

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン  
(又はICカードリーダライタ)



- \*マイナポータル連携の詳細については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。
- \*マイナポータル連携で医療費の情報を取得すれば、1年間分の情報が連携対象となります。(令和4年分以降)
- \*医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますのでご注意ください。



全国健康保険協会 岐阜支部  
協会けんぽ

〒500-8667  
岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階  
☎ 058-255-5155(代表)

受付時間 8:30~17:15  
(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽ 岐阜

ぜひご利用ください!

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル  
**0570-015-369**

受付時間 8:30~17:15  
(土・日・祝日 年末年始を除く)

●お問合せ内容  
マイナ保険証、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、オンライン資格確認など